

新型コロナウイルス対策「ニセコ町中小企業特別融資支援」事業

【概要】

新型コロナウイルス感染拡大により新型コロナウイルス流行の影響を受け、売上や顧客の激減、事業の緊縮や休業等により経営に支障をきたしている中小企業に対し新たな貸付金として、事業資金を新設する。融資枠の拡大し、用途を運営資金や設備投資にも使えるようにする。さらに利子補給、保証料の無償化を実施し、事業者の経営の安定化を図る。

【提携金融機関】

- ・ 北海道信用金庫ニセコ支店

【対象者】

- ・ 町内に住所を有する中小事業者

【支援方法】

- ・ 融資枠の拡大（2倍） 現在の融資枠1,500万円から3,000万円への拡大
- ・ 融資期間の延長
- ・ 貸付金（事業資金）の金利と保証料の実質無償化を図る。

【金利及び金利】（現在）

- ・ 運営資金→年利（利息）3.00%以内（保証料率）1.35%以内
- ・ 設備投資資金→年利（利息）3.00%以内（保証料率）1.35%以内

【限度額及び償還期間】

- ・ 融資限度額 事業資金 500万円に拡大
- ・ 融資期間 5年間に延長（1年据え置き）
- ・ 設備投資資金→年利（利息）1.50%以内（保証料）1.35%以内

【予算規模】

- ・ 総事業費6,549千円（ニセコ町負担額6,549千円）
（預託金現在）5,000千円→（拡大後）10,000千円（預託金5,000千円増）
（保証料5年分）1,037千円、（金利1年分）512千円

条件等は現在検討中であり、変更される場合がありますのでご注意ください。

新型コロナウイルス対策「綺羅ポイントカードによるニセコ元気回復」事業

【概要】

新型コロナウイルス感染拡大により町内の消費の低迷を招いている。新型コロナウイルス感染の収束に伴い、委縮した地域経済を回復させるため、綺羅カードの利用を通して、ニセコ町内の商店等の活性化させるための、綺羅カード会への支援を行う。

【支援内容】

- 新型コロナウイルスの影響対策として新たに綺羅カード会への補助を設定し、通常カードではポイントの加算によるポイント5倍還元キャンペーンの実施、既存の子育て支援ポイントについては還元率を11%ポイント分へ増加させ、支援する。

【事業者】

- ニセコ町商工会「綺羅カード会」

【実施期間】

- 新型コロナウイルス感染状況を勘案して、子育て支援は7月から、5倍還元キャンペーンは9月から11月の3か月間を実施する。具体的な内容は綺羅カード会と調整を図る。

【通常事業内容】

- ポイント5倍還元事業を実施する。
- 実施時期は令和2年9月～11月の3か月、毎日実施する。

【子育て支援事業内容】

- 還元率2倍 対象者 670人 通常ポイント+子育てポイント（通常2,500円→5,000円）
- 通常1%の還元（付与）率に対して、6倍の11%の還元（付与）率とする。

【予算規模】

- 総事業費79,180千円（ニセコ町負担額5,560千円）
内訳 綺羅ポイント支援分 3,360千円、子育て支援分 2,200千円（※事務費含む。）
- 補足（当初予算分1,260千円減額し、新型コロナウイルス特別対策費へ付け替え）

新型コロナウイルス対策「ニセコ町買物相談・配達代行等支援」事業

【概要】

新型コロナウイルス感染拡大により町内飲食事業者は営業自粛や営業低迷など、苦しい状況が続いている。一方で、消費者も新型コロナウイルス感染の恐れから、外出を自粛している町内消費者に対して町内商店やデリバリー、テイクアウトを行っている飲食店などと連携し、町民（消費者）の要望に基づき、買物相談、配達代行を行い、町民の買物支援を行う。

【実施方法】

- 補助事業で実施する。

【委託事業者】

- ニセコ町商工会

【実施予定期間】

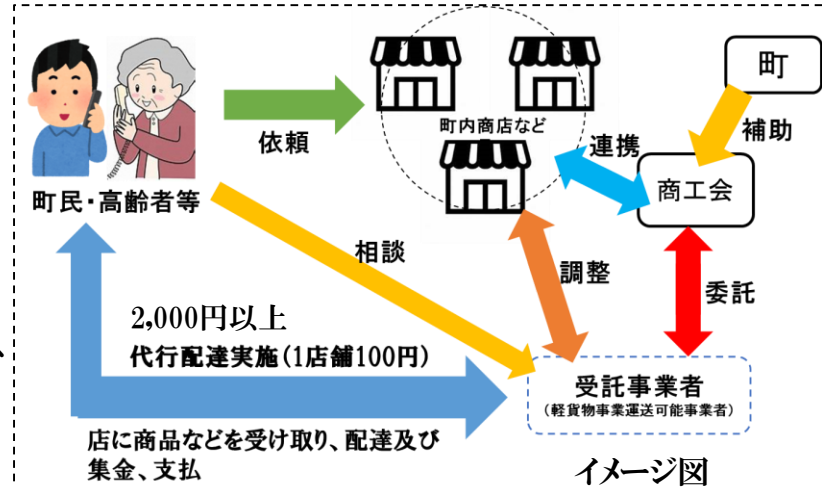
- 令和2年6月1日から令和2年12月25日

【事業内容】

- 参加商店・飲食店から依頼を受け・配達し、集金を担う。
- 高齢者（70歳以上）や障がい者、母子（父子）家庭などからの買い物などの相談を受け付け、事業者（参加商店・飲食店など）などと相談し、対応できるような仕組みにする。
- 商工会、商店が広く参加しやすい制度の構築する。

【予算規模】

- 総事業費4,200千円（ニセコ町負担3,850千円） その他負担（利用者負担）350千円
 事業費内訳 人件費179日×8時間×1,000円×2人=2,864千円
 ガソリン109円×20ℓ×179日×2台÷781千円 その他経費 555千円（電話代、車両代、チラシ作成費、広報費）



新型コロナウイルス対策「ニセコ町飲食店等応援割引クーポン発行支援」事業

【概要】

新型コロナウイルス感染拡大により町内飲食事業者は営業自粛や営業低迷など、苦しい状況が続いている。一方で、一部町内飲食店では、弁当宅配・テイクアウトを企画し、生き残りを図ろうとしている。これらの飲食事業者に対して側面から応援するため、宅配弁当やテイクアウト商品への割引クーポン券を発行し、消費の回復を支援する。

【配布クーポン券】

- 1世帯あたり300円×5個（種類）×2枚

【対象者】

- 町内全世帯に配布（想定件数 2,700件）

【参画事業者】

- 参加事業者を募集し、町民に割引クーポン（1個あたり300円）を発行する。

【配布方法】

- タウンプラス便で配布する。

【注意点】

- 使用できる事業者の開拓（流通拡大）
- 未配者への対応

【事業実施方法】

- (株)ニセコリゾート観光協会へ補助事業実施（連携事業者 ニセコ町商工会）
- 商工・観光連携「飲食店等応援プロジェクト」として実施する。

【予算規模】

- 総事業費4,000千円（ニセコ町負担額4,000千円）
事業費3,300千円（想定注文数）5,400個（種類）×300円×2回=3,300千円
※平均2.5個×300円×2,700件×（利用率）80%×2回=3,240千円÷3,300千円
事務費700千円（人件費470千円、デザイン料66千円、郵送その他164千円）

新型コロナウイルス対策「ニセコ応援福袋販売促進」事業

【概要】

新型コロナウイルス感染拡大により多くの国民が外出自粛の中、ニセコ町に来られない人たちなどにニセコ町内の事業者がニセコ町産特産物の詰め合わせ商品を作り、通販する「ニセコ町を応援プロジェクト」を実施する。

【支援内容】

- プレミア20%分と送料を支援する。予算の範囲内で補助する。

【事業者及び選考基準】

- 参加事業者を限定10社を募集し、応募事業者の企画提案により実施する。
- 自社製品に加え、事業者間協力として他の事業者の商品と合わせて新たに通販商品を作る場合を対象事業者として選考する。

【応募条件】

- 1社以上の他の事業者の商品をコラボして、概ね5,000円以上の新たな商品（農産物のみ可）を作ることができること
- 他社の商品は、参加事業者の商品でなくても参加可能である。
- 商品はすべてニセコ町内で製造されたものに限る。（原材料がニセコ町産の場合は可）

【注意点】

- 20%を割引いての販売は不可
- 遠距離送料への対応（予算配分内で実行）

【事業実施方法】

- 町直轄事業

【予算規模】

- 総事業費14,200千円（ニセコ町負担額4,200千円）
- （想定数）1,000個（例）10,000円×20%×1,000個＝2,000千円、送料1,700千円（※直売会の状況を参考に算定）、事務費500千円（チラシ等デザイン作成・印刷費270千円、新聞折込料17千円、広告213千円）

新型コロナウイルス対策「ニセコフォトチャレ支援」事業（観光協会事業）

【概要】

新型コロナウイルス感染拡大により多くの国民が外出自粛の中、新型コロナウイルス感染の収束後を見越し、今はニセコの風景を写真で感じてもらいつつ、ニセコの写真をも投稿することで豪華賞品を当てる、(株)ニセコリゾート観光協会主催の「フォトイベント」の開催を支援する。

【参加型イベント手法】

SNS公式アカウントのフォローによりニセコで撮影した春らしい写真にハッシュタグ「#ニセコフォトチャレ」を付け、投稿する、接触回避型参加イベントである。

【支援内容】

- ・ 開催事業費を予算の範囲内で補助する。

【事業者】

- ・ (株)ニセコリゾート観光協会 後援 ニセコ町、ニセコ町商工会

【実施期間】

- ・ 令和2年4月1日から令和2年5月31日 事業完了 6月30日を予定
- ・ 当選者100人を予定

【事業効果】

- ・ ニセコエリアのPR
- ・ 写真投稿で「いつか、またニセコに行こう」と思ってもらえる。
- ・ 参加によってニセコエリアを応援してもらえる。
- ・ 当選によって、ニセコファンを拡大させる。

【協賛事業者】

- ・ ニセコエリアの宿泊事業者、飲食・食品事業者、アクティビティ・綺羅乃湯・ニセコエリアスキー場など30社以上の参加による商品

【予算規模】

- ・ 総事業費1,920千円（ニセコ町負担額800千円）、（商工会負担額120千円）

新型コロナウイルス対策「ニセコ町地域活性化(商品券発行)」事業

【概要】

新型コロナウイルス感染拡大により疲弊した消費を回復させるため、全町民に商品券（商工会商品券の活用）の配布し、町内需要の喚起を行う。町民全員に町内で活用できる商品券(有効期間6か月)を配布し、町内消費の回復を図る。

【配布商品券】

1人あたり3,000円（500円×6枚） 有効期限6か月

【対象者】

- 令和2年6月1日現在で住民登録のある町民全員（外国人も含む）・・・想定5,100人
- 妊婦（6月2日以降出生予定22人）については、さらに3,000円の加算とする。

【配布方法】

- 世帯主に対して、通知及び商品券を6月上旬に簡易書留にて送付する。

【注意点】

- 使用できる事業者の開拓（流通拡大）
- 不在者への対応
- 施設入所者への対応
- DV被害者への対応

【事業実施方法】

- ニセコ町商工会へ補助事業

【予算規模】

- 総事業費17,449千円（ニセコ町負担額17,449千円）
- 事業費16,136千円 商工会分（商品券）5,100人（妊婦加算分も含む。）×3,000円＝15,300千円、（商工会事務費）836千円（商品券印刷236千円、手数料400千円、労務費100千円、その他事務費100千円）
- 町事務費1,313千円（印刷149千円、郵送料1,164千円）

新型コロナウイルス対策「ニセコ町観光回復イベント開催支援」事業

【概要】

新型コロナウイルス感染拡大により疲弊した観光需要を喚起し、地域経済を回復させるため、道の駅「ニセコビュープラザ（直売会・フードショップ）」及び(株)ニセコリゾート観光協会、ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」、町内事業者（企画提案者）に対して、観光客を再び呼び込むイベントの開催に対し、その費用の一部を補助金の交付により支援する

【特定対象者】

- 道の駅「ニセコビュープラザ（直売会・フードショップ）」及び(株)ニセコリゾート観光協会、ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」

【公募選考による事業者】

- ニセコ町内に住所を有する事業者又はニセコ町内に住所を有する事業所を設置する事業者
- 令和元年度までの町税及びニセコ町に納付すべき公共料金を滞納していないもの
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2第号から第5号に規定する暴力団の構成員とかかわりがないこと
- 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行なう団体等に所属している者とかかわりがないこと

【交付金内訳】

- 道の駅「ニセコビュープラザ（直売会）」150万円、道の駅「ニセコビュープラザ（フードショップ）」100万円、(株)ニセコリゾート観光協会150万円、ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」100万円
- その他は予算の範囲内（500万円）で別途規定を設けて公募により実施する。

【方法】

- 企画提案を受けて、予算内で補助金を交付する。

【予算規模】

- 総事業費10,000千円（ニセコ町負担額10,000千円）

新型コロナウイルス対策「ニセコ町飲食・宿泊元気回復支援」事業

【概要】

新型コロナウイルス感染拡大により消費が低迷している飲食店、宿泊の利用促進を図るため、全町民に飲食・宿泊券の配布し、町内需要の喚起を行う。町民全員に町内で活用できる飲食・宿泊券(有効期限令和3年2月末)を配布し、町内消費の回復を図る。

【配布飲食・宿泊券】

1人あたり2,000円(500円×4枚)

【対象者】

- ・ 町民全員(外国人も含む)・・・想定5,100人

【実施時期】

- ・ 秋頃に新型コロナウイルス感染状況に応じて時期を決定。

【配布方法】

- ・ 世帯主に対して、通知(引き換え券の配布)し、引き換えを町民センターなどで実施する。

【注意点】

- ・ 使用できる事業者の開拓(流通拡大)
- ・ 不在者への対応
- ・ 施設入所者への対応
- ・ DV被害者への対応

【事業実施方法】

- ・ ニセコ町商工会へ補助

【予算規模】

- ・ 総事業費11,473千円(ニセコ町負担額11,473千円)

商工会補助11,246千円 内訳(飲食・宿泊券)5,100人×2,000円=10,200千円

(商工会事務費)振込500千円、郵便料12千円、デザイン費55千円、印刷179千円、消耗品100千円、労務費200千円 町事務費227千円(郵送料227千円)

新型コロナウイルス対策「ニセコ町勤労者福祉厚生資金支援」事業

【概要】

現在、ニセコ町在住の勤労者の福利厚生資金として北海道労働金庫倶知安支店と連携して生活資金等の貸付事業に取り組んでいるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、労働者の予期せぬ出費などが想定されるため、資金融資の拡充を図り、労働者の生活の安定化を図る。

【提携金融機関】

- 北海道労働金庫倶知安支店

【対象者】

- 町内労働者（ニセコ町に住民登録ある人）

条件等は現在検討中であり、変更される場合がありますのでご注意ください。

【支援方法】

- 融資枠の拡大（2倍） 現在の融資枠400万円から800万円への拡大
- 貸付金（生活資金・教育資金）の保証料及び金利を実質無償化する。
- 融資期間 最大5年間

【金利及び金利】

- 生活資金→年利（利息）2.81%（うち保証料率0.6%）
- 教育資金→年利（利息）2.39%（うち保証料率0.6%）

【限度額及び償還期間】

- 融資限度額
 - ① 労金加入事業者の労働者1人あたり150万円以内→300万円に拡大
 - ② 未加入事業者の労働者1人あたり100万円以内→200万円に拡大

【予算規模】

- 総事業費2,547千円（ニセコ町負担額2,547千円）
（預託金現在）2,000千円→（拡大後）4,000千円（預託金2,000千円増）
（金利補填）455千円、（保証料補填）92千円

新型コロナウイルス対策「ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金」事業①

【概要】

新型コロナウイルス感染拡大の影響で観光客等の急激な減少により、宿泊業及び飲食業、観光関連事業者（アウトドア事業者など）において、急激な収入減に直面しており、終わりが見えない現状を鑑み、将来へ向けての事業の継続を支援するため、未来支援給付金15万円を給付する。

【交付対象者】

- ・ 詳細の補助対象要件は次のページ

【交付金】

- ・ 1事業者15万円

【申請方法】

（提出書類）支援給付金申請書

（添付書類）

- ① 確定申告書の写しなど（営業収入があり、通年営業をしていることがわかるもの、青色申告書の月別売上表の写し・営業案内パンフレットなど）
- ② 将来に渡って営業を続ける誓約書
- ③ 町税及び町に収めている公共料金納入調査同意書（ニセコ町様式第4号）
- ④ 食品衛生法・民泊登録証などの許認可の写し
- ⑤ 法人の場合は法人登記事項証明書（原本）
- ⑥ やむなく休業している場合の理由書（災害などで店舗営業ができなかったなど）
- ⑦ 令和元年6月2日～令和元年12月31までに開業した店舗または事業所は、開業日を示す書類及び営業形態がわかる書類の添付が必要である。
- ⑧ 店舗若しくは事業所の写真
- ⑨ 交付金の振込先の通帳の写し（口座がわかるもの）
- ⑩ 商工会会員で、支給要件を満たす事業者は①～⑦の添付を省くことができる。

【申請期間】

- ・ 申請期限は告知（6月上旬）してから1か月を予定

【周知方法】

- ・ 周知はホームページ、商工会会員FAX送信、新聞折込、ラジオニセコなどで周知

【予算規模】

- ・ 総事業費39,000千円 260件×150千円=39,000千円

新型コロナウイルス対策「ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金」事業②

本事業の対象者は、比較的経営体質が弱い事業者を中心に検討し、下記のように決定しています。みなさまのご理解の程、よろしくお願い致します。

【対象事業者】

- ① 資本金5,000万円以下で、従業員数が20人以下の小規模事業者及び個人事業主
- ② 対象業種及び給付要件は次のとおり
宿泊業（簡易宿泊所、民泊事業者は含む。区分所有型ホテルは除く。）、飲食店、小売業（調剤薬局、直売所及び直売所販売ブース出店者、無人販売、観光協会、中央倉庫、農業協同組合及び関係会社、公共的な団体は除く。）、アウトドア事業者（個人ガイド、フリーランスガイドは除く）、食品製造事業者、運送事業者、理美容事業者で町内に販売店舗若しくは事業所を持ち、水道料金、固定資産税又は事務所借り上げ家賃を支払っている事業者とする。例外として、簡易宿泊所及び民泊事業者で、令和元年及び平成30年の年間収入が84万円以下の者は除く。また、販売店舗がない食品製造事業者のうち、専業者は対象とする。また、フードトラック（移動販売車）は店舗とみなす。
- ③ 複数店舗若しくは事業所を持つ事業者の申請については代表する事業所1か所のみとする。また、経営代表者が同一人物であったり、親族が別事業所として設立していたりするときは、事業所の形態が系列事業者とみなし、事業所を1か所とみなす。
- ④ 令和2年6月1日時点でニセコ町内に住所を有する店舗若しくは事業所を持つ事業者かつ1年以上営業を継続しており、今後1年以上事業を継続できる見込みがある事業者であること（令和元年6月2日～令和元年12月31日までに開業した店舗または事業所で、通年営業実態が伴った事業者も対象とする。）
- ⑤ 通年営業をしていること※通年営業とは1年を通して営業していること。ただし、定休日、メンテナンス休業（概ね年間2か月以内）は支給に影響しない。また、特別な理由とは余儀なく休業を強いられている場合など、やむを得ない事情と判断したときは対象とするが、他の方法で事業を継続しているか、若しくは再開する見込みのあることが明らかな場合に限る。
- ⑥ 令和元年度以前の町税及びニセコ町に納入する公共料金に滞納がないこと
- ⑦ 関係官庁（町、保健所など）に対して適正な届出及び許可を受けている事業者であること
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2第号から第5号に規定する暴力団の構成員若しくはその構成員と関わりがないこと
- ⑨ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行なう団体等に所属している者、若しくはその者と関わりがないこと

新型コロナウイルス対策「ニセコ町観光施設持続化支援給付金」事業

【概要】

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ゴルフ場、温泉施設を有する事業者も多大な損害を受けている。ゴルフ場、温泉は貴重な観光資源であり、今後も継続してゴルフ場、温泉を活用していただけるための支援が必要と考え、ゴルフ場（2施設）ゴルフ利用税の納付額の20%及び入湯税納入施設（11施設）に対し、平成31年3月～令和2年2月に納入された入湯税の納付額の20%を観光施設持続化支援給付金として交付する。

【対象】

- 令和元年度のゴルフ場利用税 下記※1参照
- 平成31年3月1日～令和2年2月29日の間に入湯税を納めた事業者（納入時期が一部期間でも可能）下記※2参照

【交付金】

- ゴルフ利用税納入事業者 1事業者 ゴルフ利用税の納付税額の20%(1万円未満切上)
- 入湯税納入事業者 11事業者 入湯税の納付税額の20%(千円未満切捨)

【申請方法】

- 申請書に記載の上、必要書類を添えて申請する。

【予算規模】

- 総事業費（ゴルフ場・温泉施設）18,771千円（ニセコ町負担額18,771千円）
 - （ゴルフ場）1,050千円（1事業者）（ニセコ町負担額1,050千円）
（ゴルフ場利用税合計5,243,595円×20%）
 - （温泉）17,721千円（11施設）（ニセコ町負担額17,721千円）
（入湯税合計 88,630,340円×20%）

※1 1事業者…ニセコビレッジ

※2 11施設…ヒルトンニセコビレッジ、グリーンリーフホテル、Hinode Hills、ニセコノーザンリゾートホテル、ホテル甘露の森、いこいの湯宿いろは、ニセコグランドホテル、ニセコアンヌプリ温泉湯心亭、鶴雅別荘 奎の抄、ワンニセコリゾートタワーズ、ニセコエビーナ